

平成19年度第2回芦屋市地域密着型サービス運営委員会 会議録

日 時	平成19年11月7日(水) 15時00分 ~ 16時30分
会 場	市役所北館2階 会議室3
出席者	委員長 長田 貴 委 員 間瀬 勘史 竹田 千里 羽田 稔郎 川島 知栄子 萩原 恵利子 小林 正美 高橋 順子 瀬々倉 利一 塩川 吉美 安宅 桂子 浅原 友美 事業者 きらくえん倶楽部大槻町 事務局 保健福祉部高年福祉課
会議の公表	公 開 非公開 部分公開 < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0 人

1 議 題

「きらくえん倶楽部大槻町」現地調査報告について
 平成19年度地域密着型サービス(山手生活圏域)の公募について
 地域密着型サービス運営推進会議について
 事業報告について

2 審議内容

1 「きらくえん倶楽部大槻町」現地調査報告について
 事務局から報告

(委員長)

ありがとうございました。他に確認しておきたいことはございますか。

(委員長)

居室4の入り口ですが、直角ではなく、コーナーのようになっていますが、車椅子がスムーズに通れるようにはなっていますか。

(きらくえん倶楽部大槻町)

はい。

(委員長)

5人目の宿泊者用ベッドが必須であるが、ベッドではなく、布団利用をされている点について今後どのようにお考えですか。

(きらくえん倶楽部大槻町)

当初、ソファベッドを設置予定でしたが、実際に開設してみると、宿泊者が5室満室になることもほとんどない状況のなか、布団利用をされたい利用者がおられました。その利用者の方には、居室1にフローリングなのでマットレスを用意し、布団を引いてお休みいただいております。

今後、宿泊者は増えていくようであれば、市とも協議をしながら居室1についての対応を考えていきたいと思っております。

(委員)

基準上はベッドを置かなければいけないのですか。

(事務局)

基準上は、居室数分のベッドを入れることが基本です。宿泊希望者がいた時にベッドが確保されていないことは違反です。

(委員)

ソファベッドでも対応はいいのですか。

(事務局)

ベッドの基準については設けられておりません。普通はソファベッドではなく移動可能なベッドを用意し、適宜対応するのが基本です。

(委員)

布団利用希望者に柔軟に対応しているのは好ましいと思うのですが、今後、布団利用者への対応は考えておく必要がありますね。柔軟な対応が必要だと思っております。

(事務局)

畳の部屋で布団利用であるなら居室としての利用は可能だと思っておりますが、フローリングの上にマットレスを引くこととなりますので、利用者の方の体温を奪う心配があります。改装するとなると、フラットな部分に畳をひくと段差が生じ、つまずきの原因となりますので、今後の対応には協議が必要かと思っております。

(委員)

勤務者の待機場所や、事務に必要な備品の置き場所は確保されていますか。

基準には適合しているけれども、スペースが少なすぎることはありませんか。

(きらくえん倶楽部大柵町)

備品等については、1階にクローゼットがございますので、小規模多機能のスペースへの影響はございません。日中についても、利用者の方々がおられても、十分なスペースは確保されております。

(委員)

利用者がゆったりと過ごせる場所を提供できているのであれば問題はございません。

(委員)

ベッドの配置についてですが、地域密着型サービスは、市が主体となって指定しますので、個々の特色を持って適宜対応していくのが理想だと思っております。ただし、最低限、満たすべき基準は守ってもらわなければいけないと思っております。

(委員長)

基準は守りつつ、利用者中心に個別性を配慮しつつ応用できるかを検討する必要があります。

畳に改装する点についても、もともと畳に段差があることは然るべきで、段差が出来ることでより居室的な空間になるといった考え方もあると思っております。

2 平成19年度地域密着型サービス(山手生活圏域)の公募について

事務局から説明

(委員)

公募と一般公募の違いを教えてください。

(事務局)

公募は期限を設け、枠組みも決まっているものについて受付けをしますが、一般公募は期限を設けず、随時、協議を行ないながら適宜対応していく形式です。

(委員長)

今回の公募では、手を挙げる事業者はいくつかあったが、土地の確保が出来なかったために公募に至らなかったのですね。

山手圏域の地域特性はいかがですか。

(委員)

地域的には、複合施設の受入れが可能だという考えでいいでしょうか。

地域からの反対があるといったことは考えられますか。

(事務局)

山手圏域で施設(グループホーム)を立ち上げる際に反対がございました。現在あるブーケの里も芦屋の端にあり、住宅地とは離れていますし、潮芦屋についても住宅地からは離れていますので、住宅地の中に複合施設ができることで、どのような動きがあるかはわかりません。

現在、市内にあるグループホームは満床です。グループホームは、地域密着型サービスなので他市施設の利用が困難です。市としてはグループホームの確保をしていかなければいけないと考えております。

(委員)

地域性も考慮すると、複合より単体で整備していく方がいいのではないのでしょうか。

(委員)

小規模多機能を利用されている方から、在宅で利用をしたい家族にとってはとてもいいサービスだと聞いております。

(委員)

同圏域では、地域の方々も協力してくださりスムーズに開設ができたケースもあります。地域に柔軟に溶け込むことができたので、開設がスムーズにできたのかも知れない。

(委員長)

事業者としても手を挙げたいが、そういった問題を抱えながら土地の確保するのが難しいのですね。

(事務局)

少し時間をかけて進めさせていただきたいと考えています。

3 地域密着型サービス運営推進会議について

事務局から説明

(委員長)

重度の方の相談が多いということですが、医療管理面やターミナルケアの部分で重度の方ですか。

(事務局)

そういった方もおられますが、通常であれば特養や老健に入所されることが好ましいような方が多いようです。

実際に事業所から相談を受けたケースにおいても、入所中であった老健から退所を促され、受け入れ先がどうしても見つからず、ケアマネから受け入れて欲しいといった相談があったが、事業所としてどこまで受け入れなければいけないのか、受け入れなければいけないことの理解はできているし、受け入れてあげたい気持ちはある。しかし、重度の方が多くなっていく中で小規模多機能の特性を活かしつつどこまで対応できるのか、といった不安を抱えられておられるようです。

(委員長)

芦屋だけではなく他市でも問題になっているでしょうね。

それぞれの施設で行われている運営推進会議の中で、出てきた課題に対してどのように対処すればいいのか、といった意見交換の中の要望から「小規模多機能型居宅介護事業所連絡会」が立ち上がったのですね。

運営委員会として、この連絡会にどのように関わっていくことができますか。

(事務局)

小規模多機能をそのまま運営し、進めていくと特養の待機場所といった受け皿になっていく可能性があります。

受け皿が必要な場合もあります。ただ、使い方としては、ショートも取れないし受け皿にならざるを得ない状況になってしまうと思います。地域の中で在宅を続けていくという本来の特性を失ってしまうことになります。

そういった懸念がありますので、運営委員会のご意見も聞かせていただきたいと思っております。

(委員)

措置入所の適応はできないのですか。

(事務局)

介護保険制度の中で使える措置権は、虐待や判断の厳しい状態の認知症の方に限られています。

地域密着型サービスは、委員会の指導である程度の権限を持つことができます。ただ、他の施設であれば施設の権限で拒否するといったことができますが、地域密着型サービスにはそういったことができません。

非常に難しい状況の中で、受け入れ先のない方も全て受け入れて、運営をしなければいけない。連絡会を通して、判断をしていく必要があります。

(委員)

利用者の中には、認知症の方が比較的多くグループホームに近い状態だと思えます。必然的に職員の介助も多く必要になりますし、目が離せない状況が多い。しかも、日々、緊急の宿泊等の柔軟な対応が必要になりますので、重度の方が増えてくるとどこまで対応できるのか不安になりますね。

(事務局)

今後、連絡会を通して調整を行い、運営委員会からもご教示を頂きたいと思えます。

4 事業報告について

事務局から説明

* 芦屋市民が他市認知症対応型通所介護事業所を利用するにあたり、11月1日付けで指定を行いました。

* 平成19年10月31日付けで、コムスンがニチイ学館に事業譲渡を行いました。

これにつきまして、他市でみなし指定をしておりましたグループホームを改めて平成19年11月1日付けで事業所指定する予定になっております。

(委員長)

他に質問等がございますか。なければ、本日の会議は閉会いたします。

以 上